

(別紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）			改正前（旧）		
食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）			食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）		
（総則関係）（略）			（総則関係）（略）		
（加工食品）			（加工食品）		
1 義務表示事項			1 義務表示事項		
（1）～（8）（略）			（1）～（8）（略）		
（9） 指定成分等含有食品			（9） 指定成分等含有食品		
①～③（略）			①～③（略）		
④ <u>指定成分等含有食品の販売に際し、容器包装以外に</u> 指定成分等含有食品に関する事項の表示義務は生じないが、 <u>指定成分等含有食品は、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物を含む食品であることから、</u> 当該食品の陳列棚、カタログ、ウェブサイト等に指定成分等含有食品に関する事項を記載することにより、消費者に対し自主的に情報提供することが望ましい。			④ <u>令和2年5月31日までの間は、</u> 指定成分等含有食品に関する事項の表示義務は生じないが、当該食品の陳列棚、カタログ、ウェブサイト等に指定成分等含有食品に関する事項を記載することにより、消費者に対し自主的に情報提供することが望ましい。		
（10）～（15）（略）			（10）～（15）（略）		
2～7（略）			2～7（略）		
（生鮮食品）～（附則）（略）			（生鮮食品）～（附則）（略）		
別添 添加物 1－1・別添 添加物 1－2（略）			別添 添加物 1－1・別添 添加物 1－2（略）		
別添 添加物 1－3 規則別表第1に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示			別添 添加物 1－3 規則別表第1に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示		
1	甘味料	（略）	1	甘味料， <u>人工甘味料又は合成甘味料</u>	（略）
2	着色料	（略）	2	着色料 <u>又は合成着色料</u>	（略）
3	保存料	（略） ナイシン	3	保存料 <u>又は合成保存料</u>	（略） ナイシン

		<u>ナタマイシン</u> パラオキシ安息香酸イソブチル (略)			<u>(新設)</u> パラオキシ安息香酸イソブチル (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別添 添加物 1 - 4 各一括名の定義及びその添加物の範囲			別添 添加物 1 - 4 各一括名の定義及びその添加物の範囲		
1 ~ 6 (略)			1 ~ 6 (略)		
7 香料			7 香料		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 一括名 香料			(2) 一括名 香料 <u>又は合成香料</u>		
(3) (略)			(3) (略)		
8 ~ 14 (略)			8 ~ 14 (略)		
別添 添加物 1 - 5 ~ 別添 添加物 2 - 3 (略)			別添 添加物 1 - 5 ~ 別添 添加物 2 - 3 (略)		
別添 栄養成分等の分析方法等 (略)			別添 栄養成分等の分析方法等 (略)		
別添 アレルゲンを含む食品に関する表示			別添 アレルゲンを含む食品に関する表示		
第 1 アレルゲンを含む食品に関する表示の基準			第 1 アレルゲンを含む食品に関する表示の基準		
1・2 (略)			1・2 (略)		
3 表示の方法			3 表示の方法		
(1) ~ (3) (略)			(1) ~ (3) (略)		
(4) 表示が免除される場合			(4) 表示が免除される場合		
① 特定原材料を原材料として含む食品であっても、抗原性が認められないものにあつては、表示義務が免除される。ここでいう「抗原性が認められない」とは、アレルギー誘発性が認められないことであり、具体的には、精製が完全な乳糖等が挙げられるが、その他の食品についても、今後とも、知見を積み重ねていくものである。			① 特定原材料を原材料として含む食品であっても、抗原性が認められないものにあつては、表示義務が免除される。ここでいう「抗原性が認められない」とは、アレルギー誘発性が認められないことであり、具体的には、精製が完全な乳清等が挙げられるが、その他の食品についても、今後とも、知見を積み重ねていくものである。		
②~④ (略)			②~④ (略)		
(5)・(6) (略)			(5)・(6) (略)		
第 2・第 3 (略)			第 2・第 3 (略)		
別表 1 ~ 別表 3 (略)			別表 1 ~ 別表 3 (略)		
別添 アレルゲンを含む食品の検査方法 ~ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)			別添 アレルゲンを含む食品の検査方法 ~ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)		